

福岡県田川地区消防組合の内部組織並びに消防本部及び消防署の設置に関する条例

〔昭和 45 年 4 月 1 日〕
〔 条 例 第 2 号 〕

改正 昭和 62 年 12 月 11 日条例第 2 号 平成 18 年 12 月 26 日条例第 6 号
平成 19 年 3 月 27 日条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき消防組合の内部組織の設置及びその分掌する事務を定めるとともに、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域について定めることを目的とする。

(消防組合の内部組織)

第 1 条の 2 地方自治法第 158 条第 1 項の規定に基づき福岡県田川地区消防組合（以下「消防組合」という。）に管理課を置く。

2 前項に定める管理課の事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 広報に関する事項
- (2) 議会及び消防組合の行政一般に関する事項
- (3) 総合企画、総合調整及び行政管理に関する事項
- (4) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項
- (5) 消防組合の財政一般に関する事項
- (6) 契約に関する事項
- (7) 他の所管に属さない事項

3 前 2 項に規定するもののほか、必要な事項は規則で定める。

(消防本部及び消防署の設置)

第 2 条 消防組合に消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の位置及び名称)

第 3 条 消防本部の位置及び名称は、次のとおりとする。

位 置 田川市大字川宮 1570 番地
名 称 田川地区消防本部

(消防署の位置、名称及び管轄区域)

第 4 条 消防署の位置、名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

位 置 田川市大字川宮 1570 番地
名 称 田川地区消防署
管轄区域 田川市郡一円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 5 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。